

# 経営管理権集積計画策定後の事務Ⅱ

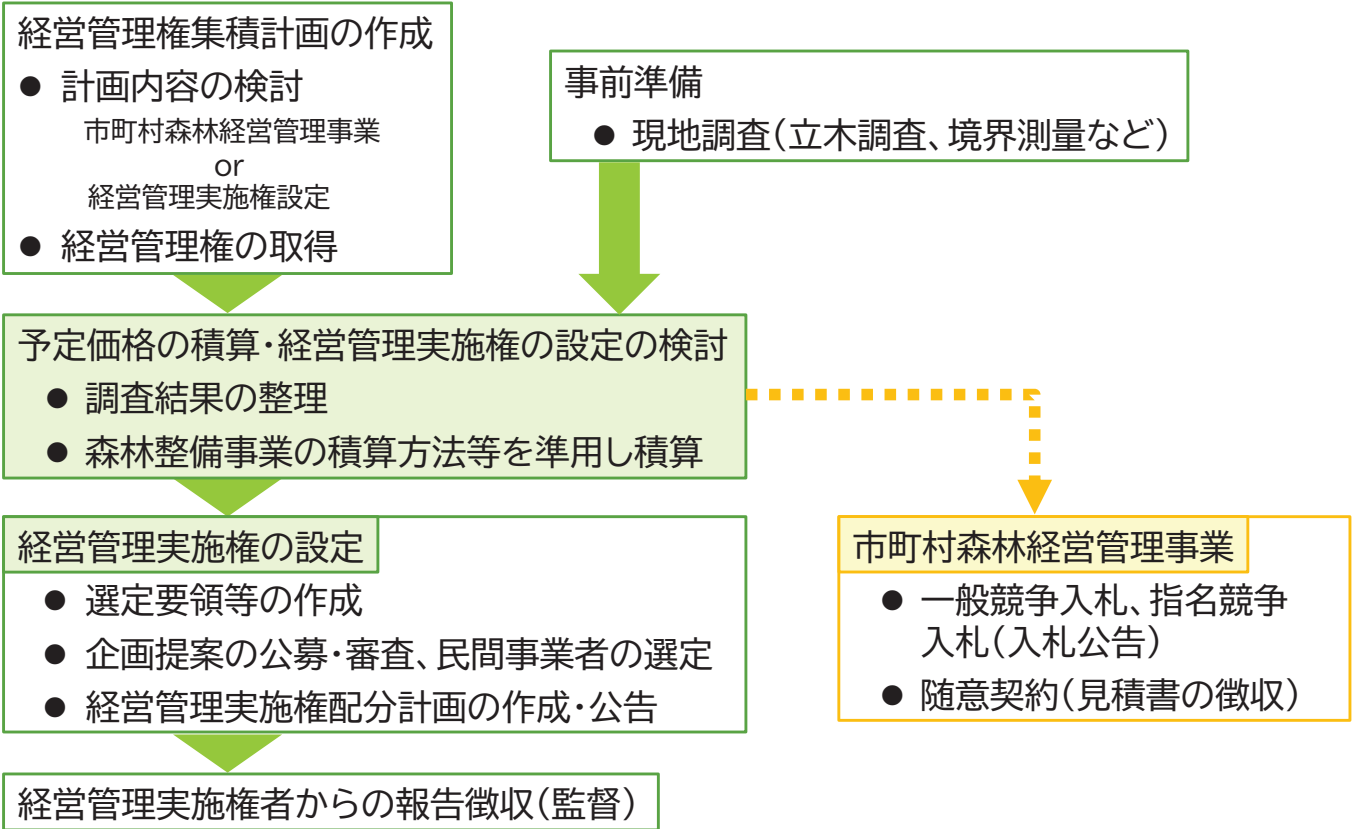
～ 経営管理実施権配分計画の策定等 ～

林野庁 森林利用課 森林集積推進室  
令和5年4月

## 目次

1. 経営管理権集積計画策定後の流れ
2. 経営管理実施権の設定までの流れ
3. 企画提案の留意事項
4. よくある問い合わせ
5. 報告徴収(監督業務)
6. 会計処理に関する指導
7. 山林所得の計算方法

# 1. 経営管理権集積計画策定後の流れ



## 2. 経営管理実施権の設定までの流れ①

### ●森林経営管理法

第36条

1～2(略)

3 市町村は、経営管理実施権配分計画を定める場合には、**農林水産省令で定めるところにより、経営管理実施権を設定する民間事業者を都道府県により公表されている民間事業者の中から、公正な方法により選定するものとする。**

4 都道府県及び市町村は、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募及び公表並びに経営管理実施権の設定を行う民間事業者の選定に当たっては、これらの**過程の透明化を図るよう努めるものとする。**

### ●森林経営管理法施行規則(省令)

第33条 市町村は、公正な方法により民間事業者を選定するときには、都道府県により公表されている民間事業者に対し、経営管理実施権配分計画に定める事項について**提案を求めるものとする。**

2 市町村は、その提案を**適切に審査し、及び評価するものとする。**

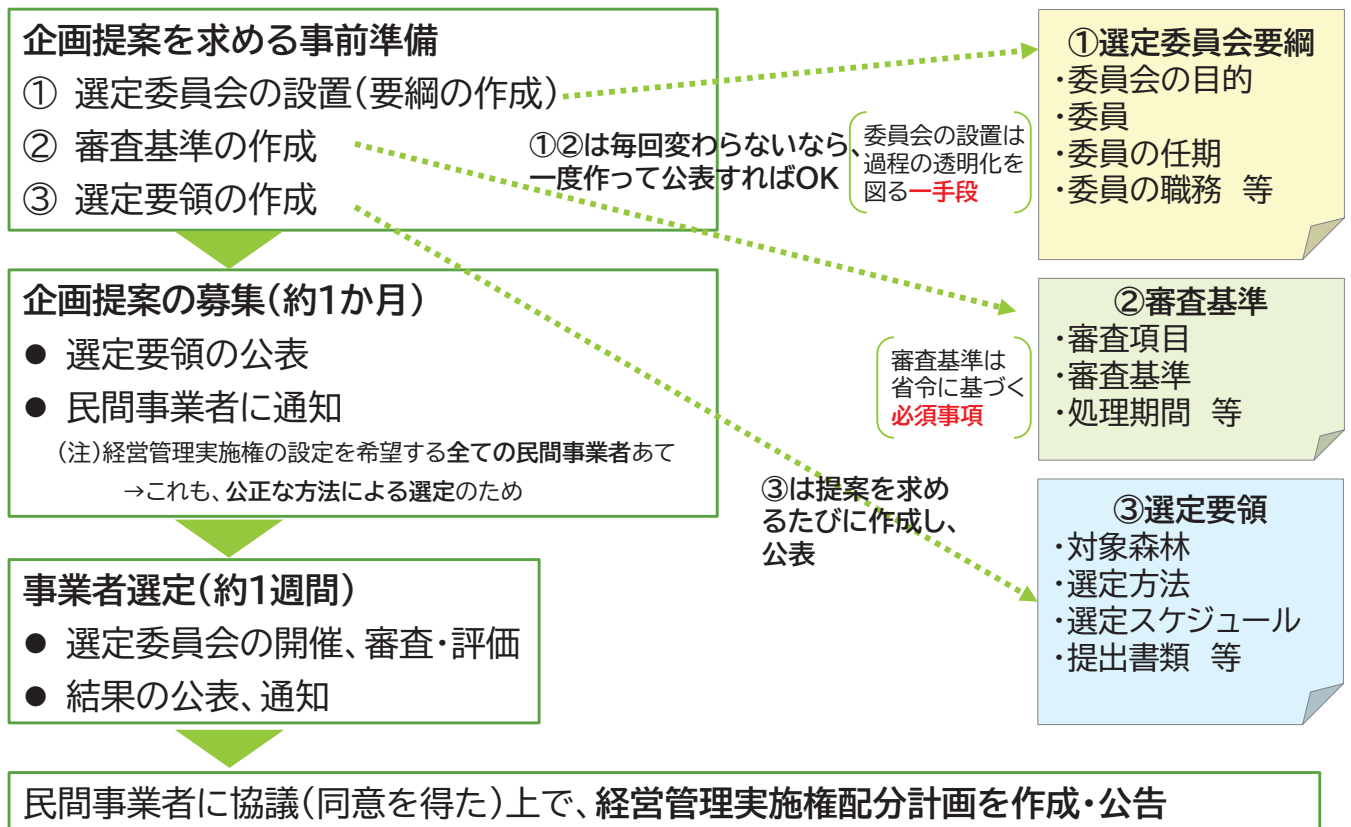
3 市町村は、公正な方法により提案を求めるに当たっては、あらかじめ**その旨及びその評価の方法を公表する**とともに、その評価の後にその**結果を公表してするものとする。**



### Point

この4ステップが担保されることで、選定の過程が透明化され、公正な方法で選定したと言える。

## 2. 経営管理実施権の設定までの流れ②



## 3. 企画提案の留意事項(和歌山県の例)

市町村は、都道府県が公表している民間事業者の中から当該市町村内で経営管理実施権の設定を希望している**全員**に対して**公募**する必要があります。

【例】那賀区域の市町村の場合

- ・竹上木材株式会社
- ・和海紀森林組合
- ・木原造林株式会社勝浦事業所
- ・株式会社上市屋銘木店

那賀区域を希望する**4事業体**に公募。

【公募の際に送付する資料】

- ・企画提案を求める通知
  - ・選定要領
  - ・その他参考となるもの(対象箇所の図面等)
- 〔集積計画をHPに公告していない場合は、集積計画本文も送付〕

別部第10号様式  
和歌山県森林と能力のある林業経営者 選定・登録リスト

事業者名	所在地	希望区域	登録期間	備考
竹上木材株式会社	有田郡有田町 掛本 478-1	海草・那賀・伊都・有田	R6.3.31まで	
西牟婁森林組合	田辺市輪川 597 番地の 101	西牟婁	R6.3.31まで	
紀中森林組合	日高郡日高町 築川 223 番地	日高	R6.3.31まで	
清水森林組合	有田郡有田町 清水 401 番地 3	有田	R6.3.31まで	
大辺路森林組合	西牟婁郡白浜町 日置 980-1	西牟婁	R6.3.31まで	
マルカ林業株式会社	有田郡有田町 清水 1913	有田	R6.3.31まで	
和海紀森林組合	和歌山市青志川町 和戸 327 番地 1	海草・那賀	R6.3.31まで	
龍神村森林組合	田辺市龍神村 坂 401 番地	西牟婁	R6.3.31まで	
中辺路町森林組合	田辺市中辺路町 川合 1434-1	西牟婁	R6.3.31まで	
本宮町森林組合	田辺市本宮町 切畑 358 番地	西牟婁	R6.3.31まで	
住友林業株式会社資源開発本部 山林部大塚事業所	大塚町大塚中北区 中之島 2-2-7	有田・日高・西牟婁	R6.3.31まで	
北山村森林組合	東牟婁郡北山村 大沼 208	東牟婁	R6.3.31まで	
熊野川町森林組合	新宮市熊野川町 日足 350 番地	東牟婁	R6.3.31まで	
山長林業株式会社	田辺市新庄町 2015	西牟婁	R6.3.31まで	
株式会社奥平林業	田辺市東山 2丁目 18 番 15 号	日高・西牟婁	R6.3.31まで	
福山林業	西牟婁郡すさみ町 居参見 2841-1	西牟婁	R6.3.31まで	
木原造林株式会社	東牟婁郡那智勝浦町 勝浦事業所	東牟婁	R6.3.31まで	
株式会社山一木材	新宮市新町 2丁目 1 番地の 5	西牟婁・東牟婁	R6.3.31まで	
南紀森林組合	東牟婁郡古郡川町 朝神 260 番地	東牟婁	R6.3.31まで	
株式会社上市屋銘木店	西牟婁郡すさみ町 尾参見 2547-3	西牟婁	R6.3.31まで	

# 【事例①】企画提案に向けた工夫点

## □ 企画提案の留意事項 | 愛知県岡崎市

見積時の経費と実際にかかった経費に差が生じた場合の収益の取り扱いや所有者還元への考え方などを事前に提示することで、企画提案書がより正確に、選考もより公平になるよう工夫

●●●企画提案書提出時の留意事項●●●

④ 企画提案書提出時に添付された見積りは次の通り取り扱う。(実際の経費が見積り以上かれば事業者が負担することとし、実際の経費が見積りよりも安くあがった場合は森林所有者への還元へ上乗せされる。)

★森林所有者への還元額の算出★ 助成額・・・実際に付いた金額  
補助金・・・助成時利用できるもの(従来通り申請  
(造林補助 or 天作川水源基金などの補助金)  
経費・・・企画提案書提出時の見積り

	例1	例2	例3	例4
販売収益額 (予定)	10万	10万	10万	10万
(実際)	10万	7万	10万	7万
補助金 (予定)	2万	1万	2万	1万
(実際)	1万	1万	2万	1万
経費 (見積り)	9万	9万	9万	9万
(実際)	10万	9万	7万	7万
	●●●算出結果●●●			
森林所有者へ還元 (予定)	10-(9-2)=3	10-(9-1)=2	10-(9-2)=3	10-(9-1)=2
(実際)	3万	2万	3万	2万
	●●●算出結果●●●			
	10-(9-1)=2	7-(9-1)=なし	10-(7-2)=5	7-(7-1)=1
	●●●算出結果●●●			
	2万	なし	5万	1万

●例1  
経費が見積りより多くかかった場合、事業者が負担することになる。補助金の額が下がった分は還元額が下がる。

●例2  
予定していた額で販売収益が確保できなかった場合で、収益が経費を下回る場合は予定通りの経費で取まっている。その不足分は事業者の負担とするが、森林所有者への還元は免除する。(当然に、実際の経費が見積りを超えている場合も同様である。)

●例3  
経費が見積りより少なかった場合、差額は森林所有者へ還元される。

## □ 現地説明会の開催 | 山形県最上町

企画提案に先立ち、提案書作成の際の注意事項の伝達と現地視察を行う説明会を実施し、公募に手を挙げる場合は出席を義務付け



## 4. よくある問い合わせ①(選定委員会、審査基準)

### ● 選定委員会の設置は義務ですか。

➡ 義務ではありません。  
民間事業者の**選定の過程を透明化し、公正な方法により選定**する必要があることを踏まえ、「事務の手引」では、標準的な方法として選定委員会の設置を位置付けています。このため、設置しない場合であっても、過程の透明化等を担保する相応の仕組みを検討する必要があります。

### ● 委員は誰が適任ですか。所属や役職の決まりはありますか。

➡ 決まりはありません。市町村にあっても、担当課長あるいはそれ以上の役職を充てる例もあります。選定過程の透明化等を考えれば、民間事業者の利害関係者を除いた上で、**県(出先機関・公社)や国(森林管理局・署)、森林総合監理士など**を充てることも考えられます。役職は、既存の連絡会・協議会などを参考にすることも一案です。

### ● 事務の手引の審査基準に独自に項目を加えてもいいですか。

➡ 問題ありません。地域に最適な民間事業者が選定されるよう工夫をお願いします。



# 【事例②】選定委員会の設置

## 委員への就任依頼文書 | 山形県最上町

町・県・国の職員計6名で構成されており、町職員については、林務部局の担当職員に限らず、関係課の職員も加えるなど、多様な視点からの意見を取り入れるよう工夫

第 号  
令和2年3月25日

山形県林務部最上支庁長 殿  
最上総合支庁森林整備課長 殿  
山形県指導林業士 殿

最上町長 殿

最上町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（仮称）の設置会議の開催及び同委員会委員の就任について（依頼）

日頃より当町林政行政につきまして、特別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。さて、森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、選定委員会の設置を検討しています。つきましては、下記日程で、設置委員会を開催するとともに、貴方に選定委員会の委員としてご就任いただきたく存じますので、年度始めのお忙しいところですが、ご出席のほどお願い申し上げます。なお、当日は今回送付いたしました資料をご持参ください。

記

- 開催日時 令和2年4月13日（月） 午後1時30分～
- 場 所 最上町役場3階大会議室
- 議 題
  - 最上町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱（案）について
  - 最上町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準等（案）について
  - 最上町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要綱（案）について
  - その他

最上町役場農林課森林整備係 殿  
TEL 0233-43-2016（直通）

## 委員の選定 | 愛媛県久万高原町

森林所有者の目線から企画提案の内容をどのように評価するかといった視点を取り入れるため、所有山林を自己管理している者（集積計画対象の森林所有者とは異なる者）を委員として選定

別記様式第14号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱）

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱

（設置）

第1条 森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会には、次に掲げる事項を処理するものとする。  
（1）民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。  
（2）審査に必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 委員会の委員は、愛媛県中予地方久万高原町森林業課長、愛媛県林業研究センター長、久万高原町林業戦略課長及び中予山岳地域林業活性化センター会長が指名する林業所有者の代表者とする。なお、林業所有者の代表は別表の表とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
2 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員及び副委員長）

第5条 委員会に委員の代表者も  
2 委員長は、会務  
3 副委員長は委員（会務）

第6条 委員会は、委員  
2 会務の議事は出席委員以上の過半数の賛成により決定する。

（委員以外の出席）

第7条 委員長は、（原簿）

第8条 委員会の設置（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が委員会に諮って定める。

附 則  
この要綱は、年 月 日から施行する。（決裁日）

別表

久万高原町経営管理権配分計画業者選定委員会 森林所有者代表名簿（案）

項目	氏名	備考
森林所有者		
森林所有者		

# 【事例③】選定委員会の開催

## 選定委員会開催資料 | 山形県最上町

1つの企画提案に際し、前後2回集まることとしており、企画提案の実施前は策定した集積計画について情報共有を行い、企画提案を締め切った後、現地説明会の開催状況なども添えつつ、企画提案書を基に選定委員会で審査

配分計画策定箇所の実施状況の報告

配分計画策定予定箇所の公募状況の報告

第3回最上町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会

期 日：令和3年1月6日（水）  
午後1時30分～4時  
場 所：最上町中央公民館2階多目的ホール

次 第

- 開 会
- あいさつ
- 議 程
  - 報告第1号 経営管理実施権配分計画（案）第2-1（案）の策定状況について
  - 報告第2号 経営管理実施権配分計画（案）第2-1（案）の策定状況について
  - 報告第3号 経営管理実施権配分計画（案）第2-1（案）に関する公募状況について
  - その他
  - 閉 会

報告第1号 経営管理実施権配分計画（案）第2-1（案）の策定状況について

1. 令和2年度に策定した関係性事項の状況について

（1）事業期間 令和2年6月1日～令和3年2月20日 平成30年度完了済み

（2）森林所有者の反応（案） 市内には下記のとおり

＜収入＞

木材の薪割り所得	EA-B×C	EA	EA	EA
C・D材	数量（m <sup>3</sup> ）	材割（円）	数量（m <sup>3</sup> ）	材割（円）

＜費用＞

区分	数量（m <sup>3</sup> ）	単価
伐採料費		刈取単価 12.50 ha
搬送料費		未刈取単価 0.74 ha
薪割料費		森林作業道 435 m
薪割料費		作業道延長 179m
薪割料費		伐倒材運搬 179m
その他料費		伐倒材運搬料費、薪割り料費
（補助金）		薪割り料費、薪割り料費
計（補助金控除）		

（3）今後の取り組み 令和3年～令和8年までに1回の周回りの実施

報告第2号 経営管理実施権配分計画（案）第2-1（案）に関する公募状況について

1. 公開期間中にあった問合せ内容等について

日付	問合せ者	質問内容	回答内容
12月1日		① 事業地調査の様式について	① 様式は定めていないので任意の様式での提出を依頼

2. 関係者への実施について

（1）実施日 令和2年11月17日（水）9時から11時

（2）参加した民間事業者 〇社

（3）実施内容

- 事業地/久万高原との距離関係から起る林道整備計画（令和3年度より開業予定、全150m）の工事内容に関する説明
- 森林作業道（仮設）の構造及び新設予定の森林作業道の構造、
- 集積計画の概要と、集積計画と一体的に整備を予定されている下川地区の分枝林の概要、
- 1つ目の大きな谷の状況を確認

報告第3号 経営管理実施権配分計画（案）第2-1（案）に関する選定について

1. 企画提案書の提出があった民間事業者様について

〇社 合計2社

2. 審査が済んでいる民間事業者様について

別記様式

3. 審査結果について

報告番号	姓 名	職 業
1		
2		

〇〇〇〇 殿  
（民間事業者様）

年月日

最上町長 印

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の募集結果について

年月 日付で報告書を送付した際にも、貴社を報告書様式として選定しましたのでご報告いたしますとともに、経営管理実施権 配分計画の作成に向け御協力いただきお願いいたします。

# 【事例④】審査基準の設定

## □ 独自基準の設定 | 山形県最上町

林野庁「事務の手引」の審査事項に「町の林業振興及びエネルギー政策の推進への貢献度」、「森林の現況把握」を追加

⇒「森林の現況把握」については、第1回の企画提案時に、現地調査を行った事業者と現地調査を行わずに提案してきた事業者で見積額に大きな乖離が生じ、審査が困難となったため、第2回から審査項目に位置づけ

③ 町の林業振興及びエネルギー政策の推進への貢献度	森林環境教育等への協力の可否	5点	可 5点		不可 0点
	町の地域冷暖房システムへの木質資源の供給量 ※スギ人工林の搬出間伐におけるヘクターあたりの材積量 (m <sup>3</sup> )	10点	41 m <sup>3</sup> /ha 以上 10点	21~40 m <sup>3</sup> /ha 6点	0~20 m <sup>3</sup> /ha 2点
⑧ 森林の現況の把握	5点	標準地調査実施 5点	現地案内参加 3点	無 0点	

## □ 各項目の配点の調整 | 愛知県岡崎市

「事務の手引」の項目を採用しつつも、所有者への還元額の配点を減じ、技術提案に重み付け

⇒経営管理の実施体制については、現在の体制のみならず、これまでの実績を別個で評価するとともに、地域への貢献度も事務所の所在と雇用創出をそれぞれ評価  
※あくまで実績や雇用を重視

審査事項	審査基準点				
	極めて優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
① 森林所有者に支払う金額	15点	12点	9点	6点	3点
⑥ 技術的な提案 (間伐後の林況に配慮した施業方法)	30点	24点	18点	12点	6点

10

## 4. よくある問い合わせ②(評価～配分計画策定)

- 存続期間や経営管理の内容について、留意すべきところはありますか。



### < 全般的事項 >

**配分計画は、集積計画に定めた範囲内でしか作れない**点に留意してください。

集積計画に記載のない経営管理の内容や、集積計画の存続期間を超える内容の配分計画は策定することができません。

### < 存続期間 >

配分計画策定度、林業経営者は森林経営計画を作成することになります。その際、配分計画の存続期間が、森林経営計画の計画期間(5か年)を超える期間としておく必要があります。5か年を超えていない場合は、森林経営計画の認定を受けられません\*ので留意してください(認定までの事務を踏まえるならば、6か年とか、余裕をもった期間設定が肝要です。)

\*森林経営計画制度運営要領(H24.3.26付23林整計第230号林野庁長官通知)

また、経営管理実施権の終期までに、法第39条に基づき林業経営者から最後の報告を受けることとなりますので、その報告内容を確認することや森林所有者とのやりとりなどの事務を考えると、経営管理実施権の存続期間が満了した後も、一定期間は市町村が経営管理権を有していることが望ましいと考えられます(つまり、経営管理実施権の終期と経営管理権の終期が同日ということは避けるべきと思います)。

11

# 【事例⑤】配分計画策定時の工夫

## □ 期間の設定 | 愛知県岡崎市

再委託を想定し、柔軟な企画提案や事業実行が可能となるよう、林業事業体の意見等も踏まえ、存続期間を15年に設定

経営管理権集積計画

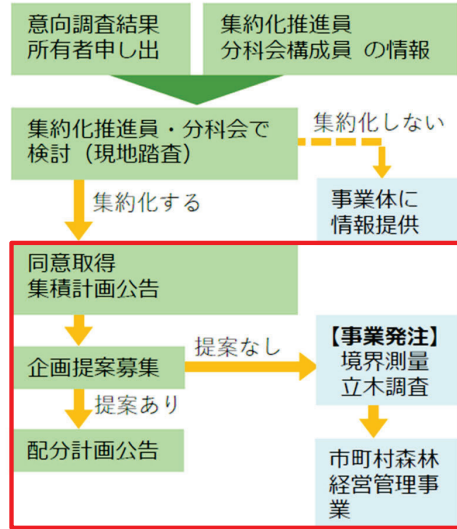
集積計画番号	集積計画名称	経営管理権の取得も受け入れも (A)		経営管理権の存続期間 (B)		経営管理権の開始 (C)		経営管理権の終了 (D)		経営管理権の集積 (E)	
		取得も受け入れも (A)	取得も受け入れも (A)	存続期間 (B)	存続期間 (B)	開始 (C)	開始 (C)	終了 (D)	終了 (D)	集積 (E)	集積 (E)
1	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
2	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
3	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
4	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
5	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
6	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
7	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
8	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
9	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
10	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
11	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
12	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
13	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
14	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
15	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
16	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
17	経営管理権集積計画	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年

経営管理権の開始 (B) 15年 (2036.3.31)

公告した日 15年 (2036.3.31)

## □ 「経営に適さない」の判断 | 埼玉県秩父市

全ての集積計画で一旦企画提案を求め、提案がないことをもって「林業経営に適さない」と判断



## 4. よくある問い合わせ④(公表、公告・縦覧する事項)

- 審査結果はどこまで公表する必要がありますか。
  - ➡ 法令上、「結果を公表」とされているものの、公表の具体の範囲については明記されていません。選定の過程の透明性を証するものとして、**評価結果(事業者の選定理由、提案者それぞれの評価理由や評価点など)**を公表することが望ましいと考えます。
- 配分計画を公告する際、何を公告・縦覧しなければなりませんか。
  - ➡ **配分計画本文を公告・縦覧するとともに、権利が設定されている箇所が明示された図面を公告・縦覧**してください(集積計画も同様です)。

なお、施行規則第34条に基づき、市町村の広報やインターネットの利用などを進めてください。当該権利が設定されていることが**広く周知されることで、予期せぬトラブルを防ぐ**ことができます(経営管理実施権は登記されるような権利ではありませんので、登記簿を確認しても権利設定の有無がわかりません。インターネットで広く周知することが重要です)。

そのほか、配分計画に添付される企画提案書・見積書については、今後の配分計画策定に向けた参考資料、あるいは競争性確保のため、市町村における情報の取扱いを踏まえ、ご判断ください。

# 【事例⑥】審査結果の公表

## □ 評価結果の公表：山形県山形市

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nougyo/1006768/1006771/1004718.html>

- 企画提案のスケジュールや提案書の様式、記載例等をHPに掲載
- また、現地説明会の配付資料も掲載し、現地調査結果や所有者の意向も確認できるように配慮
- 民間事業者の選定にあたっては、選考結果とともに「審査の採点表」も公表し、選定の過程の透明性を確保

The screenshot shows the Yamagata City website interface. The main content area is titled '2 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の公表' (Disclosure of private business operators who accept the setting of management implementation rights). It includes the following information:

- 2 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の公表**
- 令和3年6月1日より企画提案書の募集を開始した、東沢地区（山形市大字上室沢不動沢流域、令和3年5月20日付経営管理権集積計画公告）における経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、市が定める選定委員会において公平かつ適度に審議を行いました。
- 選定結果について、森林経営管理法施行規則第33条第3項の規定により下記のとおり公表します。
- 選定結果**
- 企画提案事業者数 4事業者
- 最優秀提案者**
- 企画提案事業者名 山形地方森林組合
- 得点 94点 (100点満点)
- 審査採点表 (PDF 75.7KB)

## 5. 報告徴収(監督業務)

### ●森林経営管理法

第39条 市町村は、林業経営者に対し、当該経営管理実施権の設定を受けた森林についての経営管理の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

### ●経営管理実施権配分計画 2共通事項(記載例)

#### (2)善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

#### (3)監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について**報告を年1回徴収することで**、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

#### (4)報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

### ●経営管理権集積計画 2共通事項(記載例)

#### (2)受託者の義務

② 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、(中略)。また、乙はこの経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された**報告徴収の権限の範囲内**において、経営管理実施権者に対して**監督責任のみ負う**。

- 経営管理(伐採、造林及び保育)の実施状況や販売収益から留保している再造林・保育に要する経費の状況、林業経営者の経営状況等について報告を受け、当該経営管理実施権が円満に履行されているか監督するようにしてください。
- また、記載例のように年1回に限ることなく、伐採、造林及び保育の1事業区ごとに報告を受け、進捗を管理することも検討してください。



●森林経営管理法

第38条 林業経営者は、販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保し、これらに要する経費に充てることにより、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければならない。

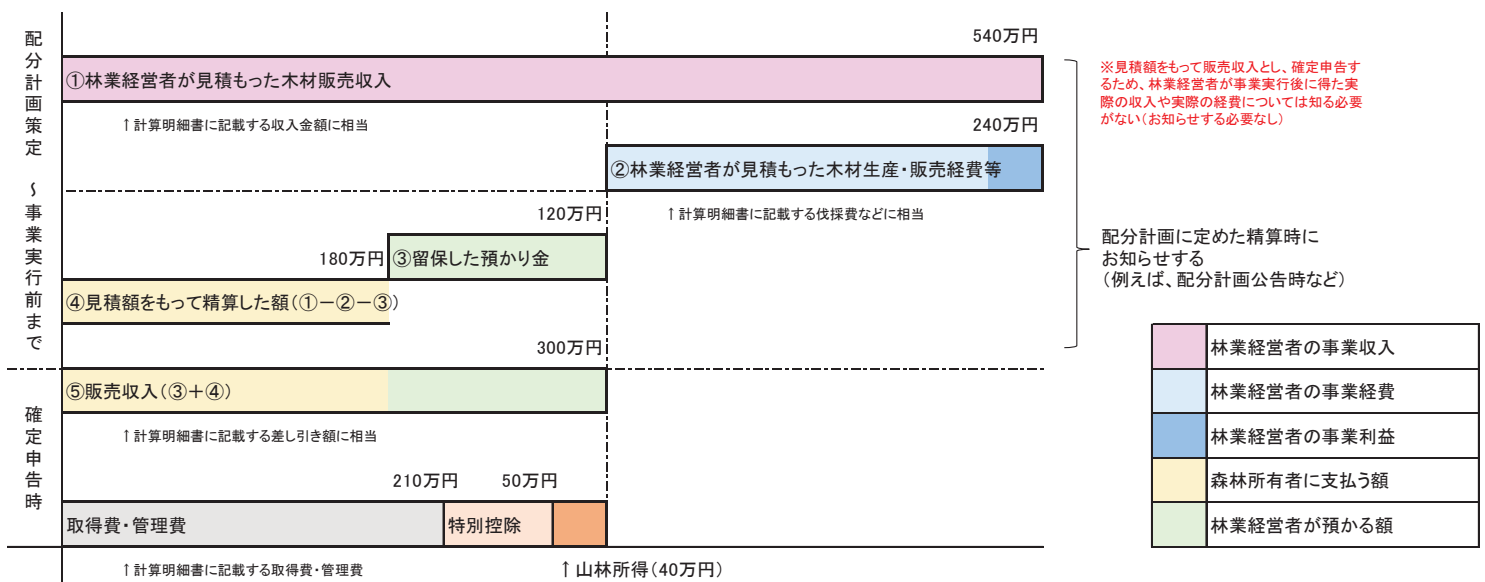
●経営管理実施権配分計画 2共通事項(記載例)

(8)甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- 木材が販売された場合、森林所有者は山林所得として確定申告することとなります。このため、森林所有者は、木材(立木)の販売収入や経費等を把握する必要があります。  
(山林所得 = 木材の販売収益 - 必要経費(伐採費等) - 特別控除額)
- 特に、主伐するに当たって、林業経営者が留保した預かり金は、必要経費に含まれない点について、森林所有者に十分に周知するよう林業経営者に指導しましょう。金銭のフローとしては森林所有者に渡りませんが、森林所有者の山林所得の一部をなしているものであるため、預り金の金額を森林所有者にお知らせください。
- 林業経営者が木材を販売した場合、販売収益や伐採・販売経費等について、森林所有者に明細書を通知する必要がありますが、配分計画策定時に提示した見積金額であらかじめ精算している場合にあつては、実際の木材の販売収入や経費等に係る明細書を通知する必要はありません(森林所有者の山林所得は見積金額で精算し、確定しているため、その後を把握する必要がありません)。

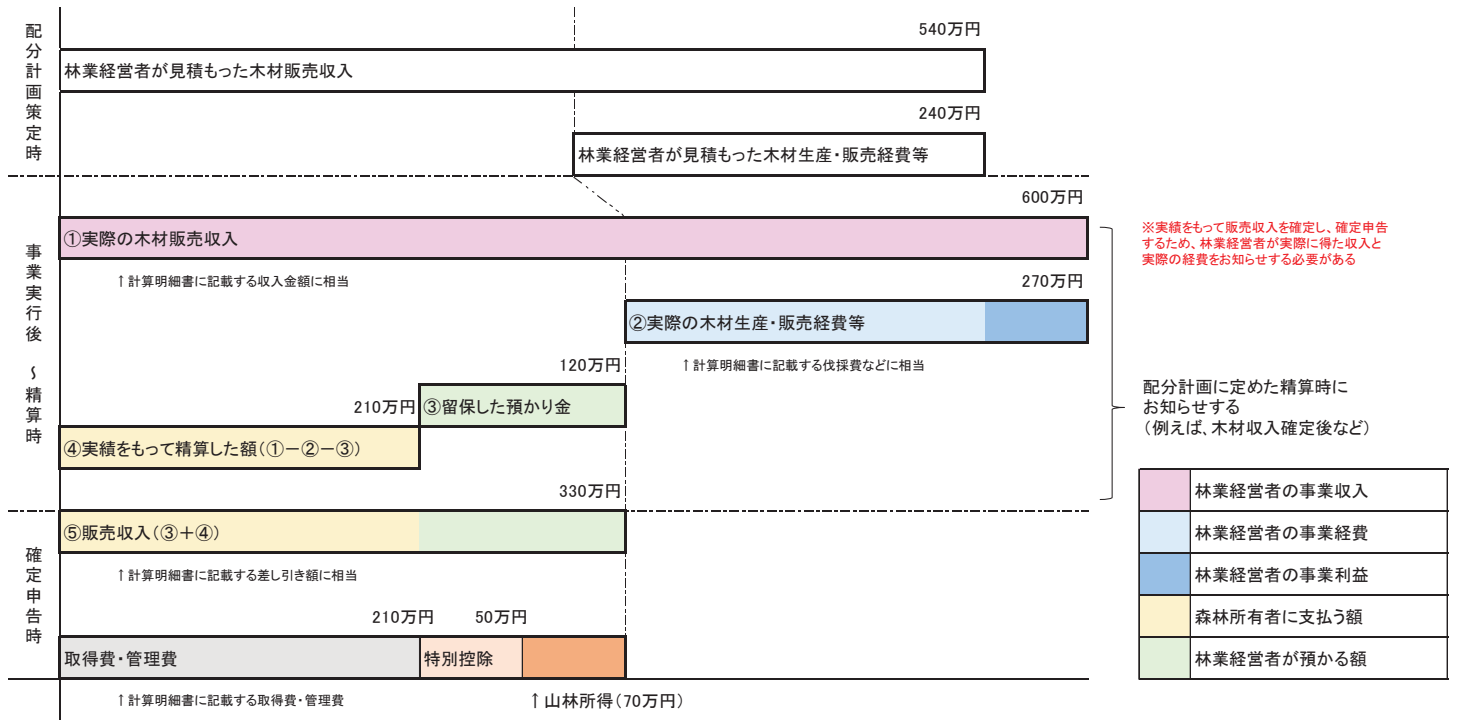
## 7. 山林所得の計算方法(見積額で精算した場合)



【見積額で実施する場合の注意事項】

・実際にかかった経費と見積額に大きな乖離が生じ、事業者負担が大きくなるといったことがないよう企画提案の際には事前に現地調査を実施するなど、より正確性の高い企画提案となるよう留意(必要に応じて、市町村から説明)

# 7. 山林所得の計算方法(実績額で精算する場合)



## 【実費で実施する場合の注意事項】

・「実際にかかった経費が掛かり増しになった場合であっても所有者負担は求めない」など、実際にかかった経費と見積額に差が生じた場合の所有者還元への考え方などを事前に整理しておくこと